

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 知事及び副知事の平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき給料を減額することとした。（附則第27項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 知事の事務部局、教育委員会の事務部局、県立学校及び市町村立学校における職員定数を減ずることとした。（第2条関係）
- 2 警察官の職員定数を増加することとした。（第2条、第2条の2関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第22項関係）
- 2 寒冷地手当について、2級地の支給地域を廃止することとした。（別表第6、別表第7関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第25項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 非常勤職員について、原則として育児休業をすることができることとした。（第2条、第2条の2関係）
- 2 非常勤職員が再度の育児休業をすることができる場合について定めることとした。（第3条関係）
- 3 非常勤職員について、原則として部分休業をすることができることとした。（第19条、第20条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第2条の3関係）
- 5 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 特別支援学校の教員の臨時免許状の新教育領域の追加について、手数料を徴収することとした。（別表第8関係）
- 2 保険業法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、特定保険業認可申請について手数料を徴収することとした。（別表第1関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、2は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 満3歳以上の子どもに対する食事の提供について調理室を設けないことができる認定こども園の種類に、保育所型認定こども園を加えることとした。（第5条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 普通徴収に係る自動車税の課税地を、主たる定置場の所在地から納税者の住所地又は所在地へ改めることとした。(第8条関係)

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第16号)

1 公の施設について、指定管理者の指定の取消し又は業務の停止をすることができる場合を定めることとした。(第1条関係)

2 次に掲げる条例について、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができないやむを得ない事情がある場合における知事等による臨時の管理について定めることとした。

- (1) 岩手県漁港管理条例(第2条関係)
- (2) 岩手県港湾施設管理条例(第3条関係)
- (3) 県立体育館条例(第4条関係)
- (4) 県立野球場条例(第5条関係)
- (5) 県立スケート場条例(第6条関係)
- (6) 県民会館条例(第7条関係)
- (7) 野外活動センター条例(第8条関係)
- (8) 療育センター条例(第9条関係)
- (9) 勤労身体障がい者体育館条例(第10条関係)
- (10) 森林公園条例(第11条関係)
- (11) 博物館条例(第12条関係)
- (12) 青少年の家条例(第13条関係)
- (13) 家族旅行村条例(第14条関係)
- (14) 緑化センター条例(第15条関係)
- (15) 産業文化センター条例(第16条関係)
- (16) スキージャンプ場条例(第17条関係)
- (17) 総合防災センター条例(第18条関係)
- (18) 水産科学館条例(第19条関係)
- (19) 武道館条例(第20条関係)
- (20) 福祉の里センター条例(第21条関係)
- (21) 屋内温水プール条例(第22条関係)
- (22) 福祉交流施設条例(第23条関係)
- (23) オートキャンプ場条例(第24条関係)
- (24) 海岸休養施設条例(第25条関係)
- (25) 美術館条例(第26条関係)
- (26) いわて子どもの森条例(第27条関係)
- (27) 公会堂条例(第28条関係)
- (28) いわて県民情報交流センター条例(第29条関係)
- (29) いわて体験交流施設条例(第30条関係)

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎東磐井郡藤沢町の一関市編入に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第17号)

1 次に掲げる条例について、所要の整備をすることとした。

- (1) 岩手県保健所設置条例（第1条関係）
- (2) 家畜保健衛生所条例（第2条関係）
- (3) 岩手県児童相談所設置条例（第3条関係）
- (4) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（第4条関係）
- (5) 農業改良普及センター条例（第5条関係）
- (6) 広域振興局設置条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年9月26日から施行することとした。（附則関係）

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 次に掲げる事業について、貸付金額の限度額及び貸付利率の特例を廃止することとした。（第5条、第6条関係）
 - (1) 県北沿岸振興事業
 - (2) 広域行政推進事業のうち広域連合及びこれを組織する市町村が実施する事業
- 2 次に掲げる地域又は事業について、貸付金額の限度額及び貸付利率の特例を設けることとした。（第5条、第6条関係）
 - (1) 県北沿岸地域（貸付金額の限度額の特例に限る。）
 - (2) 国民体育大会施設等整備事業
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第4条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 学校教育法第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可に係る事務を、新たに大船渡市が処理することとした。（別表第2関係）
- 2 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を、新たに一戸町が処理することとした。（別表第2関係）
- 3 児童福祉法第59条第1項の報告の徴収又は立入調査等（同法第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとした。（別表第2関係）
- 4 水道法第32条の専用水道の施設の基準適合の確認等に係る事務を、新たに二戸市が処理することとした。（別表第2関係）
- 5 電気用品安全法第45条第1項の報告の徴収等に係る事務を、新たに二戸市が処理することとした。（別表第2関係）
- 6 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理等に係る事務を、新たに軽米町が処理することとした。（別表第2関係）
- 7 大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 8 児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の受給資格及び額の認定等に係る事務を、新たに田野畑村が処理することとした。（別表第2関係）
- 9 国土利用計画法第23条第1項の土地の売買等の契約に係る届出の受理等に係る事務を、新たに久慈市が処理することとした。（別表第2関係）
- 10 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに一戸町が処理することとするとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 11 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のアナグマ等の捕獲等の許可等に係る事務を、新たに奥州市等2市町が処理することとした。（別表第2関係）
- 12 学校教育法施行令第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理に係る事務を、新たに大船渡市が処理することとした。（別表第2関係）
- 13 児童手当法施行規則第12条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第4条第1項の現況の届出の受理等に係る事務

を、新たに田野畑村が処理することとした。(別表第2関係)

14 市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を、新たに田野畑村が処理することとした。(別表第2関係)

15 岩手県食の安全安心推進条例第19条第1項の自主的な回収の着手の報告の受理等に係る事務を、盛岡市が処理することとした。(別表第2関係)

16 東磐井郡藤沢町の一関市編入に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

17 水質汚濁防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

18 その他所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

19 施行期日等

(1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、16は同年9月26日から、17は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第4項関係)

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 本人確認情報を利用することができる事務に災害時における県民の安否の確認その他の当該災害の被災者の救助のために必要な措置に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 地球温暖化対策計画の作成及び提出をしなければならない者から国の機関を除くとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第82条関係)

2 水質汚濁防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第57条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日から施行することとした。(附則関係)

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる事務について手数料を徴収するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

(1) 一般廃棄物処理施設の定期検査

(2) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定等

(3) 産業廃棄物処理施設の定期検査

(4) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定等

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県産業廃棄物税条例等の一部を改正する条例(条例第23号)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 岩手県産業廃棄物税条例(第1条関係)

(2) 循環型地域社会の形成に関する条例(第2条関係)

(3) 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 県立自然公園条例の一部改正

- (1) 条例の目的に、生物の多様性の確保に寄与することを加えることとした。(第1条関係)
- (2) 県立自然公園における生態系の維持及び回復を図るため、計画を定め、必要に応じて生態系の維持又は回復を図るための事業を行う制度を創設することとした。(第2条、第16条の2～第16条の5関係)
- (3) 特別地域において許可を要する行為に、次に掲げる行為を加えることとした。(第10条関係)
 - ア 知事が指定する区域内における木竹の損傷
 - イ 知事が指定する外来動植物の放出又は植栽
- (4) 知事が定める計画に基づく生態系の維持又は回復を図るための事業については、県立自然公園における行為の制限をしないこととした。(第10条、第12条関係)
- (5) 公園事業の執行に関する規定についての罰則を加えることとした。(第30条～第33条、第35条関係)
- (6) その他所要の改正をすることとした。(第5条、第7条～第7条の12、第13条、第14条、第29条、第36条関係)

2 岩手県自然環境保全条例の一部改正

- (1) 県自然環境保全地域における生態系の維持及び回復を図るため、計画を定め、必要に応じて生態系の維持又は回復を図るための事業を行う制度を創設することとした。(目次、第19条の2～第19条の5関係)
- (2) 条例の目的に、生物の多様性の確保を推進することを明示することとした。(第1条関係)
- (3) 特別地区において許可を要する行為に、次に掲げる行為を加えることとした。(第15条関係)
 - ア 知事が指定する区域内における木竹の損傷
 - イ 知事が指定する外来動植物の放出又は植栽
 - ウ その他規則で定める行為
- (4) 知事が定める計画に基づく生態系の維持又は回復を図るための事業については、県自然環境保全地域及び環境緑地保全地域における行為の制限をしないこととした。(第15条～第17条関係)
- (5) 罰金の最高額を引き上げることとした。(第36条～第39条関係)
- (6) その他所要の改正をすることとした。(第11条～第14条、第19条、第21条、第22条、第28条、第31条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成23年6月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第6項関係)
- (3) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正することとした。(附則第7項関係)

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 次に掲げる施設を看護職員修学資金の償還免除等の対象となる従事施設に加えることとした。(第2条関係)
 - (1) 病床数が200床以上500床未満の病院
 - (2) 看護職員養成施設
 - (3) 法令の規定により看護職員の配置が必要な施設等であって規則で定めるもの
- 2 看護職員修学資金の償還金の遅延利息に関する規定について、地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の規定に準じ、所要の改正をすることとした。(第9条、制定附則関係)
- 3 看護職員修学資金の借受者が新たに償還免除等の対象となる1(1)の施設において看護職員の業務に従事する場合について、引き続き看護職員の業務に従事した期間に9分の5を乗じて得た期間を看護職員修学資金の償還免除等の要件となる従事期間とする規定を設けることとした。(第10条関係)
- 4 その他所要の改正をすることとした。(第2条、第3条、第10条関係)
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第3条関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 岩手県障害者施策推進協議会の委員を増員することとした。(第2条関係)
- 2 岩手県障害者施策推進協議会に、部会を置くことができることとした。(第5条関係)
- 3 その他所要の整備をすることとした。(第6条、第7条関係)
- 4 施行期日

この条例は、平成23年6月1日から施行することとした。(附則関係)

◎特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特例対象設備の新設又は増設の期限を平成28年3月31日まで延長することとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の整備をすることとした。(第2条関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県農業改良資金等特別会計条例(条例第29号)

- 1 地方自治法第209条第2項の規定に基づき、農業改良資金及び就農支援資金の貸付けに係る事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、岩手県農業改良資金等特別会計を設置することとした。(第1条関係)
- 2 特別会計の歳入及び歳出について定めることとした。(第2条関係)
- 3 施行期日等

(1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 農地再編整備事業に係る負担金を徴収することとした。(別表関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎林業技術センター条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 林業技術センターが依頼に応じて行う構造体の強度試験について、手数料を徴収することとした。(別表関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 電気事業における総最大出力147,291キロワットを147,431キロワットに改め、発電所に胆沢第四発電所を加えることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 県営工業用水道の工業用水の料金について、種別に使用料金を加えるとともに、基本料金を改めることとした。(第3条、別表関係)
- 2 県営工業用水道のろ過料金について、種別に使用料金を加え、超過料金を削るとともに、基本料金を改めることとした。

(第3条、別表関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 スポーツ振興法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県暴力団排除条例(条例第35号)

1 暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項、必要な規制等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって青少年の健全な育成を図るとともに、県民生活の安全と平穩の確保及び県民経済の健全な発展に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。(第1条関係)

2 定義について定めることとした。(第2条関係)

3 基本理念について定めることとした。(第3条関係)

4 県の責務について定めることとした。(第4条関係)

5 県民等の責務について定めることとした。(第5条関係)

6 県の事務における措置について定めることとした。(第6条、第7条関係)

7 警察による措置について定めることとした。(第8条関係)

8 県民等に対する支援について定めることとした。(第9条関係)

9 市町村に対する支援について定めることとした。(第10条関係)

10 普及啓発について定めることとした。(第11条関係)

11 暴力団事務所の開設及び運営の禁止について定めることとした。(第12条関係)

12 青少年の健全な育成を図るための指導等について定めることとした。(第13条関係)

13 利益の供与等の禁止について定めることとした。(第14条関係)

14 暴力団の威力の利用の禁止について定めることとした。(第15条関係)

15 契約時の措置について定めることとした。(第16条関係)

16 利益の供与を受けることの禁止について定めることとした。(第17条関係)

17 不動産の譲渡等に係る措置について定めることとした。(第18条、第19条関係)

18 調査、勧告及び公表について定めることとした。(第20条～第22条関係)

19 この条例の実施に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めることとした。(第23条関係)

20 罰則について定めることとした。(第24条、第25条関係)

21 施行期日

この条例は、平成23年7月1日から施行することとした。(附則関係)